

千葉市内通所サービス事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課 長

緊急事態宣言下における通所サービスの運営について（重要なお知らせ）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

さる4月7日に緊急事態宣言が発令されたところですが、通所サービス事業所が休業することとなれば、利用者の心身の状態に影響が出るおそれもあるだけでなく、その代替として訪問介護等に利用が集中すること等による地域福祉への影響も懸念されるため市からの通所サービスの自粛要請は行いません。

しかしながら、緊急事態宣言により、人と人との接触を8割減らすことも念頭に、4月10日付メール通知により、通所サービスにおいて、「通所させずに訪問することによるサービスの提供」や「電話による安否確認・状態の確認」（以下、この両方をあわせて「代替サービス」と総称します。）を行うことを認めたところです。この運用について、留意していただく点についてまとめましたので、これに沿って運営していただくようお願いいたします。

記

通所サービス事業所が代替サービスを行うにあたっては、次の点に留意してください。

- (1) サービス利用者ごとに、ケアマネジャーと相談し、利用者及び利用者家族の意向又は同意を得た上で実施してください。また、これらの内容を記録に残しておいてください。
- (2) 通所サービス事業所は、ケアマネジャーと「代替サービスの適否」や「場合によっては利用の一時休止」について、具体的に協議を行ってください。
- (3) 代替サービスの実施にあたっては、利用者や利用者家族に対して、丁寧に説明してください。
- (4) これまでも感染予防のため、通所サービス利用者に対しサービス利用前の健康管理を実施し、発熱や風邪症状等があれば利用を控えていただいておりますが、その場合に、利用者が独居等で健康観察を行う介護者がいない場合は、電話等による定期的な安否確認がその後2日間程度実施できるようケアマネジャーと連携・協議するようにしてください。また、2日間の風邪症状がみられる場合など新型コロナウイルス感染が疑われる場合もケアマネジャーと連携・協議の上、千葉市新型コロナウイルス帰国者・接触者相談センターに電話連絡して指示を受けてください。（この電話による安否確認も、介護報酬請求を行うことが可能です。（1日1回まで））
- (5) 代替サービスの実施は、在宅勤務など、緊急事態宣言による外出の抑制につながる勤務形態もとりうるものでありますが、その際の利用者の個人情報の事業所外への持ち出しには、紛失などが起きないよう厳重な管理をお願いします。
- (6) 代替サービスの実施は、緊急時の臨時的な取扱いですので、従事者の実際の勤務時間が短くなったとしても、予定された給与を支払うなど、予め、従事者に業務内容や給与の取扱いなどを十分に説明し、給与面で不安を抱くことがないようご配慮をお願いします。